

パートタイマー（短時間就労者）の各保険と税金関係

労災保険	適用されます
雇用保険	① 31 日以上の雇用が見込まれる ② 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上
健康保険・ 厚生年金保険※2	労働時間数・労働日数 時間数及び日数が正社員の概ね 3/4 以上⇒被保険者 雇用契約期間が イ. 2 月以内の期間⇒その期間を超えたら被保険者 ロ. 期間の定めなし⇒入社した日より被保険者 但し、本人の年収が 130 万円以上になると健康保険の被扶養者、国民年金の第 3 号被保険者にはなれないため⇒本人が加入する
所得税※1・住民税	① 年収 103 万円を超えると所得税が課税される ② 年収 100 万円を超えると住民税が課税される ※その他、配偶者（相手）の所得税等に影響がある

- (注 1) ・パート収入が、103 万円以下であれば所得税はかかりません。
・配偶者が主たる所得者の場合、本人のパート収入が 103 万円以下であれば、配偶者が「配偶者控除（38 万円）」を受けられます。また、パート収入が、103 万円を超えても 141 万円未満であれば、「配偶者特別控除（38 万円～3 万円）」を受けることができます。

- (注 2) ・時間数及び日数が正社員の概ね 3/4 以上の具体例
正社員の所定労働時間数及び所定労働日数が、1 日 8 時間で 1 ヶ月 22 日の場合

基準→8 時間× 3/4 =6 時間	22 日× 3/4 =16.5 日
--------------------	-------------------

なる	ならない
1 日 6 時間以上、1 ヶ月 16.5 日以上、 労働が見込まれる場合	時間だけが 4 分の 3 以上… 1 日 6 時間以上だが、1 週間で 3 日勤務 日数だけが 4 分の 3 以上… 正社員と同じ出勤だが、1 日 6 時間未満

社会保険加入者の保険料算出例 (40 歳未満、賃金 15 万円、一般事業所、協会けんぽ東京支部の改定日現在)

	事業主負担	労働者負担
労災保険	675	0
雇用保険	1,425	900
労働保険 計	2,100	900
健康保険	6,135	6,135
厚生年金	11,778	11,778
社会保険 計	17,913	17,913
合計	20,013	18,813